

小牧基地司令 鮫島建一さま

申入書

高市首相は 11 月 7 日(金)衆院予算委員会で、台湾をめぐってどのような状況が日本にとって「存立危機事態」にあたるのかとの質問に、「戦艦を使って、武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になりうるケースだ」と答弁しました。

この高市首相発言は日本国憲法第 9 条に違反することは無論のこと、自衛隊員、日本の市民、中国の市民、周辺地域のすべての人々をまさに「戦火」に巻き込み、死と破壊をもたらす極めて危険な発言です。私たちは上記高市首相発言に強く抗議します

私たちは同時に、存立危機事態概念の背景にある集団的自衛権が、周辺国および海外における自衛隊の「武力行使」を可能としている現実を、今回改めて再認識しました。憲法違反であり戦争の原因を作り出す集団的自衛権は即刻禁止にするべきです。

高市首相はさらに安保 3 文書を見直し、防衛費の増大、非核三原則の見直しや原子力潜水艦の配備などを検討すると主張しています。周辺諸国に脅威をあたえる長射程ミサイルについては配備計画の前倒しが決定しています。

2025 年 10 月 20 日から 10 月 31 日まで自衛隊総合演習が日本各地で行われました。愛知県蒲郡港では苫小牧から航空自衛隊の PAC3 発射機を含む装備を沖縄に輸送するため寄港しました。自衛隊は今回、全国各地で民間施設を利用しています。また小牧基地においても兵員や物資の輸送などでこの自衛隊総合演習に参加したと思われます。今回の訓練では、対空・対艦・空挺・水陸共同訓練、負傷者の輸送や基地の警備訓練、市街地での訓練など、「実戦」とりわけ南西諸島における「実戦」を強く意識したものとなっており、米軍との共同訓練も含まれています。しかし南西諸島を「戦場」とした場合、避難や負傷者の救護は極めて困難であり、まして「反撃」などの武力行使は民間人を巻き込む極めて危険な行為であることは明白です。自衛隊の南西諸島への配備をやめ、「武力」による「反撃」ではなく、外交と対話、そして法的手段による問題解決によって平和と信頼関係の維持をはかるべきです。訓練も市民生活への悪影響ももたらすものであり行うべきではありません。

現在愛知県では 11 月 11 日に三河港が「特定利用空港・港湾」になりました。愛知県は「あくまでも民生利用が主であるという本取組の趣旨を遵守すること。」「安全の確保に

万全を期すこと。万が一、事故等が発生した場合には、県及び関係 自治体へ速やかに情報提供を行うとともに、事故等の原因を究明の上、再発防止に 努めるなど必要な対応等を行うこと。」を含む 4 つの要請を行いながら、防衛省を含む国からの依頼を了承しました。今後名古屋港も「特定利用空港・港湾」になるとのことです。

「特定利用空港・港湾」は民間施設の軍事利用の常態化をもたらします。これは民間施設への攻撃を禁止したジュネーブ条約の文民保護の対象から蒲郡港と名古屋港が外れる可能性を有する極めて危険な行為です。

私たちは改めて、軍事では平和は守れない、ということを訴えます。さらなる「防衛力」の強化は軍拡競争と緊張激化、最悪の場合には戦争そのものをもたらす危険性があります。また自衛隊の民間施設の利用は民間人の犠牲をもたらす危険性があります。防衛費の増額は、教育予算、社会保障予算、福祉予算、再分配予算を圧迫しています。

外交と対話、そして法的手段による問題解決こそ平和に貢献するものです。

基地司令さま、以下を要請します。

1. 「実戦」を強く想定した自衛隊総合演習は憲法に違反し市民生活にも悪影響をもたらすものですので、縮小・廃止することを上申してください。
2. 蒲郡港を「特定利用空港・港湾」の指定から外し、名古屋港を指定しないことを上申してください。
3. 長射程ミサイルの配備をやめてください。

2025 年 11 月 22 日

不戦へのネットワーク

名古屋市中村区那古野 1 の 44 の 17 嶋田ビル 203

TEL050-3593-5130